(一)　第参百八拾五號　(昭和27年9月25日第三種郵便物認可)　THE MIIKE　(毎週日曜日発行)　昭和三十年 (1955)七月三日(日)

斗いの足場を固めよう！

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
演電 528番 475番

印刷兼発行人　山本博實
三鉱労組印刷工場

三鉱労組
機関紙

社宅営繕など　要求は三十項目

◆◆七月四日から團體交渉◆◆

前進は闘いの中から

七月一日に予定された団体交渉に備えて、組合では前期未解決事項三十項目（追加要求項目を含む）の現場調査を行い、資料を固めて万全の準備を行つて六月廿八日団体交渉の申入れを行つたが、職組の中央労働協議会や会社の準備等で七月四日から団体交渉を行うことになつた。炭鉱六万の首切り失業法案が国会に審議され、また期末手当獲得闘争をより盛上げて勝利への前進としなければならないよう闘いの足場を固め、要求をかちとり、首切法案反対闘争や期末手当獲得闘争を闘いを是正する。

要求事項

1、公傷補償並びに付添者給与取扱いの件
▲本人給が明確になつているので命令日傭の場合は本人給の八〇%（命令日傭の賃金）を支給しているので、これが一〇〇%取扱いを明確にすると共に公傷者も同様取扱いをする。

2、通勤電車増発の件
▲現在ダイヤを増発改正する。

3、保安発破係員の職名統一の件
▲職名が不統一であるため賃金の支払いも各坑によつて違うので、職名を統一し賃金の不合理を是正する。

4、予備燈（安全燈）運搬手当の件
▲保安規則で予備燈を備えることを定めてあるが、運搬は誰が（職員、鉱員）するのか、その取扱いをどうするか決めてないこれを鉱員に運搬させているので、これは新たな附帯作業として運搬賃を要求する。

5、社宅外燈増設の件
▲社宅の道路は三交替の出勤帰宅と夜の使用が多く、また犯罪防止という建前からも必要である。

6、原社宅、電話取付の件
▼市街から離れており、病院、郵便局等の連絡も取り難く人道上特に考慮する必要がある。

7、散在アパート石炭増配の件
▲外来居住者と同様であるにも拘わらず、五〇キログラムの配給しか受けて、ない処もあるので外来同様九〇キログラム増やしてもらいたい。

8、狭隘社宅改良促進の件
▲四、五畳と二畳、親子五人の生活をしており また四軒長屋の壁が板カベの処さえあつてこれでは人間としての生活は出来ない。

9、水害対策の件
▼水害は社会問題となつているように、社宅も浸水、流水、湧水等多いため、地あげ、排水溝の整備をやつてもらう。

10、公傷打切りになつた子弟に鉱業学校生徒のある場合の取扱いの件
▼会社の為働きながら負傷してその為に会社を辞めさせられた人の子弟が鉱業学校の生徒であれば、三年後は必ず入社するのでその間、組合員同様の福利施設の取扱いをせよ。

11、雨もり修理の件
▲説明するまでもなく、雨もりするような家は経営が悪いするなどと云わずに早速予算の枠外でやれ。

12、社宅道路整備の件
▲雨が降ると社宅の道路は泥濘で歩けない、また消防車は行けない処があるので、舗装したりタキガラ等を敷いて整備してもらう。

13、鑛子戸を硝子戸に切替えの件
▲鑛側の鑛子は暗い上に雨でも降れば、始末におえない、採光が悪く、如何にも納屋の感じを与える。

14、大谷社宅に診療所設置の件
▲交通の便は悪く組合員と家族、千六百名もおり 夜間の急病を考えると放置すべきものではない。

15、月田区に燃料配給所設置の件
▲荒尾月田区附近の外来通勤者は五百名近く居り、特に三川、四山には関係が深い外来の組合員と家族の便宜を考えて設置しなければならない。

16、勝立鑛営改善の件
▲坑内には便所の悪臭がただよい板張りであるにも拘らず、土足で上るような処で「きたない」の一言につきる、唯一の娯楽場として、また集会所として整備したい。それは先ず、自己の命から自殺にまで追い込まで居るそうだ」等々の批判を聞くとき内心ジクジたるものがある。過去の総選挙に於て数百万円の買収選挙で起訴された者も居るが、果して彼だけでしようか、公明選挙はどんな結果となりましたか、県民の皆さん深く反省しましょう。

私は最後に町や村や部落の保守的指導者に申したい「あなた方は外面は公明選挙をやりましようと立派な事を唱えるが、ボスを選挙しなかつたでしようか」皆さんお互いの人格はお互いから守りましょう。

17、救急車使用料の件
▲公傷患者は無料なので私傷の場合も医者が認めたら無料にしてもらう。

18、電燈使用量、基準改正の件
▲現在の夏季二〇KW冬季二五KWでは師電の負荷まずい生活をしなければならない。一般市民田川、山野の例と比較してもあまりにも基準量が少い。

19、各戸水道設備の件
▲昨年の団体交渉で実施するようになつていながら、会社は組合の決定した社宅 個所では金がかかるといつてやらないので、組合の決定した通り実施させる。

20、浴場新設並びに拡張の件
▲浴場は入浴して「サツパリ」した気分になるところである。手足を洗うのたとえ通りで福生ドからも或いは疲労回復というとから人間が使用する浴場にしてもらう。

21、便所マンホール改造の件
▲住居を清潔にするには一番きたない処からまつやらなければならない。雨期には便所が使用されないようでは文化生活とは言えない。早急なるマンホールの改造を実施してもらいたい。

22、各社宅運動場設置の件
▲社宅居住者の唯一のレクレーションの場として組合員と家族が共に親睦を深め明朗なる地域とするために運動場がないところは設置してもらう。

23、社宅白ちゃけ塗並びに天井張替え促進の件
▲日本の家屋は「紙と木と土」で出来ているが、紙の天井は他所にはみられない、普通の板の天井にしてもらいたい。壁も飛塗りで土がザラ〳〵落ちて来る。これは水準以下である、社宅の大部分が白塗りであり、福利施設の均等化を考えると放置されない。

24、住宅手当の件
▲社宅居住者と外来通勤者の労働条件に均等という考え方から家賃を払つている人と自転通勤者の住宅手当の増額を前回若干獲得したけれどもまらつてない人もあるので明確にする。

25、宮原診療所再建の件
▲昨年火災になつたので患者の不便はこの上もない。現在の仮診療所を日井社宅内の保育園横に約束通り早く診療所を再建して不便を早く解消したい。

26、外来通勤者、電灯料、水道料会社負担の件
▲社宅居住者は水道料と電灯料がそれぞれに会社の負担分があるので、同じ組合員である以上社宅の人と同じ額を会社が負担すべきである。

27、保育園の件

28、港務所臨時炭を直轄に切替えの件

29、雨傘備付の件

30、宮浦坑脱衣場拡張の件
▲大浦坑の人員を本坑に吸収しているため浴場が狭い。

期末手当闘争資金

三百円カンパ

六月分闘争積立金から？

六月二十七日労働会館で開かれた中央委員会は、蒲池労働部長の労勞闘争部長会議の報告（期末手当要求獲得作成過程）を聞き、また期末手当闘争を展開するに当り今後の実力行使に伴う犠牲の均衡を図るため、第三回中闘は一人当り三〇〇円の資金積立を指令したが、中央委員会はこの指令を確認 三〇〇円の積立を行うことを諒解したが、積立方法については次回中央委員会で決定することになつた。

期末手当闘争に関し、第三回中闘（六・二三）は要求獲得のため、七月十四日以降一社重点部分ストライキ及び到達闘争における社内部分ストライキを決定したが、これら一連の実力行使に対する犠牲は十四社においてプール負担し、犠牲の均衡をはかるため左記の通り資金積立を行うよう決定した。

記

一、積立額　組合員一人当三百円

二、積立方法　各支部の加入する労働金庫に各支部名義で積立を行い 積立先労働金庫の積立証明書及び申請指令によりいつでも納入できることの確約書（又は決議書）を附して 中央八社は企業通、その他は支部毎に中央本部へ発付せよ。

三、支部の事情により積立完了日までに実施できない場合は委結して交給される期末手当より一括控除することの了解決議書と委任状を発付せよ。

四、積立完了期日　七月五日、資金確保の方全を期すため中央八社は企業通、その他はブロック毎に期末手当より一括控除の委任状を各支部より受領し集約せよ。

五、犠牲均衡のカンパが積立資金額を超ゆる場合は期末手当獲得に精算カンパとする。従つて中央八社は企業通、その他はブロック毎に期末手当より一括控除の委任状を各支部より受領し集約せよ。

六、明治平山労組については、平山労組の現状を認めカンパを免除する。

七、大正労組は賃金運搬配の現状を認め一八〇円とする。

八、嶽田一坑支部の坑外夫のみをもつて組織している現実を認め二一〇円とする。

九、宇部興産のカンパ額については職制委員会において決定する。

十、補償については「期末手当獲得闘争カンパ方針」に基き実施する。

なお資金カンパに対する基本方針や補償額答定答式は次号に詳細掲載します。

七人の運動員の自殺

代議士　地方行政常任委員　坂本泰良

人権尊重、人権擁護問題が先日衆議院の地方行政委員会法務委員会で取り上げられた。それは、過般の衆議院の総選挙に際反容疑で検挙された者の中に七人の自殺者を出し、大きなショックを国民に与えたからである。

検察庁並に法務省の発表によると、選反容疑者は一万九千五百四十三名にのぼると。これでは明朗、公明選挙の金看板に傷がつくというものである。さて問題の人権擁護であるが、私はこれについて次の様な考えを持ちたい。それは先ず、自己の持つ権利、権力を行使する場合は常に他人の正当なる人権、権利を侵害する様なことはないかとうかについて充分に考慮が払われるべきだと思う。

戦后、選挙が復活し、社会道徳観念が失われ、その結果自己の権利のみを主張して他人のめいわくを一向省みない風潮の激しいのは遺憾千万である。勿論由来、権利と義務とは表裏一体であり、権利の発するところ同時に義務が伴うということを忘れ易い。特に人権問題に及ぶ大切な仕事にたずさわる検察当局、警察官等は例えばある被疑者が警察に出頭を命ぜられる。だゝそれだけで既に精神的な威圧と束縛をうけるのである。取調べる者と被疑者との間の心理的比重が大きいのである。故に、取調官たるものはこの心情を心得て温かい人情味が必要である。この心がけがあつてこそ人権擁護などのいまわしき問題が解消されるのである。思うに、今回の総選挙並に地方選挙の選挙違反の取調べ状況の特質と思われることは参考人として呼び出し、その取調べ中にその場で逮捕状に切換えられて居ることである。この前后の事情は果して拷問や威圧や、誘導尋問を用いて取調べたものでないという事を客観的に証明出来るのであろうか。身柄を拘束しておいてその上で証拠固めの手段を講ずる方法は果して憲法上権尊重の行為として許されべきであるかどうか若しそれが許されるとすれば、それは形の変つた巧妙なる拷問であり、かくの如き手段が執行される場合 あまり悪性でない選挙違反などは恐ろしさ苦しさのあまり、心にもない自白や供述をなすに至り、やがては後日自己の命から自殺にまで追い込むものと思われるのである。そしてこの間に吾井の魚、悪質の犯人は逃げ法網をくゞりぬけて行くのである。法は犯しがたい鉄則であるが、これを運用する人格、頭脳の程度により自から異なる結果を生ずるのである。雑魚をつかむか、大魚を捕えるか、選挙法の目的は何れにあるかをよく理解して措置されるべきである。

熊本県下に於て、所謂政界の黒幕師といわれる人が、追放解除後の選挙に於て、巨万の金をばらまいたという事は県民の深く認める所であろう中央に於て「熊本は買収の盛んなところだ、大ボス、小ボスが選挙して飲ませ、食わせするのは普通で、選挙ブローカー成金まで居るそうだ」等々の批判を聞くとき内心ジクジたるものがある。過去の総選挙に於て数百万円の買収選挙で起訴された者も居るが、果して彼だけでしようか、公明選挙はどんな結果となりましたか、県民の皆さん深く反省しましょう。

私は最後に町や村や部落の保守的指導者に申したい「あなた方は外面は公明選挙をやりましようと立派な事を唱えるが、ボスを選挙しなかつたでしようか」皆さんお互いの人格はお互いから守りましょう。

怒りを明治平山の現地ルポ

奮闘して奮起

明治平山労組（約九百名）一部幹部は六月七、八両日九州炭労大会に多数の代議員の出席の留守を狙つて炭労を脱退し第二組合結成の策動を開始、これに対して炭労では組織部を現地に移し会社に対し厳重に抗議する一方、居残り組合分裂を図りつゝあり、これに対し地からも主婦会元尾三川支部長が現地に赴き、次のような切迫した現地ルポがもたらされた。

「これでいゝのか？」と感じない訪問はいない。勿論誰も今三井をブツ潰そうと考えている者はいないだろう。資材も工具も乱暴に無駄づかいしようと心得ている者はいない、更に考えた社業の繁栄を願はない者はあるまい。然しそれが、その善良な一従業員の心掛けが言ながらの三井様々、精励格勤だけにとゞまつていゝものだろうかと考えさせられると同時に前述の赤字宣伝が、そのまゝ直輸入されて浸透しているとゝもに工具の愛顧に心掛けるとである…」

〔二〕

言はれるまでもなく石炭界の不況はわれ〳〵が最も身にしみて知つている事である。その為に合理化法案に反対し、石炭が奪れるような政策を政府に要望している訪であるが、その不況をわれ〳〵の精励格勤で補うには余りに必要な労働条件の改善である。

「これでいゝのか？」と感じない訪問はいない。勿論誰も今三井をブツ潰そうと考えている者はいないだろう。資材も工具も乱暴に無駄づかいしようと心得ている者はいない、更に考えた社業の繁栄を願はない者はあるまい。然しそれが、その善良な一従業員の心掛けが言ながらの三井様々、精励格勤だけにとゞまつていゝものだろうかと考えさせられると同時に前述の赤字宣伝が、そのまゝ直輸入されて浸透していることと、会社主脳陣を始め係長、係員に対し赤字の徹底を図り、漸次組合員に及ぼそうとの意図は明瞭である。

この事実は六月二十五日の「くろだいや新聞」鑛業欄に掲載された四山鉱の本線修繕某氏の内容によつてもその浸透ぶりが想像できる。

例えばその一文中「中小鉱はもちろん、大手鉱においてすら赤字続出、やがもすれば廃鉱の危機に迫られている現実を凝視する時、それはあまりにも不足も甚だしく、憤懣の念を禁じ得ない…中略…われ〳〵は、この苦闘克服のため、前途多難な道を一歩々々社業を盛回し、再興する目標に向つて進まなければならない。それには各自に与えられた職務を忠実に履行し、保安確保に協力し、資材の元資節約に精励するとゝもに工具の愛顧に心掛けるとである…」

この感想文はある会話「不景気の中で三井はまだピクともせん、三井の潰れる時は日本の潰れる時だいへへ…」という冗談に憤激し、心配し、忠告されているのであるが、われ〳〵はまた「これでいゝのか？」と感じない訪にはいかない。勿論誰も今三井をブツ潰そうとは考えている者はいないだろう。資材も工具も乱暴に無駄づかいしようと心得ている者はいない、更に考えた社業の繁栄を願はない者はあるまい。然しそれが、その善良な一従業員の心掛けが言ながらの三井様々、精励格勤だけにとゞまつていゝものだろうかと考えさせられると同時に前述の赤字宣伝が、そのまゝ直輸入されて浸透していることと、会社主脳陣を始め係長、係員に対し赤字の徹底を図り、漸次組合員に及ぼそうとの意図は明瞭である。

この事実は六月二十五日の「くろだいや新聞」鑛業欄に掲載された四山鉱の本線修繕某氏の内容によつてもその浸透ぶりが想像できる。

例えばその一文中「中小鉱はもちろん、大手鉱においてすら赤字続出、やがもすれば廃鉱の危機に迫られている現実を凝視する時、それはあまりにも不足も甚だしく、憤懣の念を禁じ得ない…中略…われ〳〵は、この苦闘克服のため、前途多難な道を一歩々々社業を盛回し、再興する目標に向つて進まなければならない。それには各自に与えられた職務を忠実に履行し、保安確保に協力し、資材の元資節約に精励するとゝもに工具の愛顧に心掛けるとである…」

この感想文はある会話「不景気の中で三井はまだピクともせん、三井の潰れる時は日本の潰れる時だいへへ…」という冗談に憤激し、心配し、忠告されているのであるが、われ〳〵はまた

爆発した大衆の怒り

二十二日夕刻、上京中の所長を除く社宅部幹部を先頭に組合員家族で一第二組合との分裂を破壊せよ、血で血を洗うこの山の状態をどう思うか」と詰寄つた。結局再度の団交を約束させ、翌朝四時一応交渉を打切つた。この間多数の主婦も交替で明朝までつめていた。二十三日午前中再度交渉を開始、ついに幹部も「一日も早くこの不幸が解消するよう望みます。所長に早速帰山連絡をとります」と確約 下部からの盛上つた団結と主婦の姿ちきる熱意と信念が効をなしたものである。

第二組合は「炭労や炭婦協は引揚げて貰いたい」と盛んに言うが、主婦の人たちは私達に次第に親しみを持ち、社宅情宣の時井（会社）間の対角線交渉を二十八日正午までの期限付回答を要求していたが、二十八日十一時三十分次の如き回答あり、三鉱連、三社連とも会社は対角線交渉を受ける意志を表示した。

回答書

六月二十五日付貴方申入書拝領致しました。当社としては前回の期末手当交渉の例もありますので今回もこの例にならい交渉致したく御回答申上げます。

なお交渉を円滑に取運ぶため交渉の日時、場所及び交渉委員に就ては後日話あい致したく申添えます。

なお団交には三鉱連より灰原局長以下四名、三社連から押谷委員長外三名が出席した。

七、五〇〇円

自由労組が要求

自由労組では六月十八日の中央代議員会を労働会館で開催し当面する越冬手当として要求額七千五百円を決定、要求書を作成して二十二日市長に提出闘争態勢に入つた。

對角線交渉に應ず

二十八日に会社回答

六月二十五日正午より炭労古賀事務局長を迎え、三鉱連、三社連を交えて三井鉱山に対し、上期々末手当交渉申入れを行い、炭労－三井（会社）間の対角線交渉を二十八日正午までの期限付回答を要求していたが、二十八日十一時三十分次の如き回答あり、三鉱連、三社連とも会社は対角線交渉を受ける意志を表示した。

回答書

六月二十五日付貴方申入書拝領致しました。当社としては前回の期末手当交渉の例もありますので今回もこの例にならい交渉致したく御回答申上げます。

なお交渉を円滑に取運ぶため交渉の日時、場所及び交渉委員に就ては後日話あい致したく申添えます。

なお団交には三鉱連より灰原局長以下四名、三社連から押谷委員長外三名が出席した。

團交と赤字宣傳

前進

賃金三十項目の要求を掲げて来る七月四日から団交が再開される。この項目はそれ〴〵多年にわたる未解決の事項を一挙に解決しようとするものであるが、その内容において は、いずれも簡単には解決しそうにない難物ぞろいである。

それは永年に亘り毎年のように要求し続けながら、未だに不自由のまゝ放置されている社宅営繕の問題であり、或いはまた現場に於ては同一の労働を提供しながら、社宅外なるが故に福利厚生の諸費を自己負担させられている多数の外来組合員の要求であり、更には安全問題において保護をする上に絶対必要な労働条件の改善である。

もとよりわれ〳〵とても容易にこの要求が通るとの見方をするものではない。中には数年分の営繕費を必要とする項目もあり、経費節減にやつきになつている会社の頑強な拒否にあう事は当初から予定してかゝらねばならない。

〔二〕

ところで最近の会社の動きであるが一にも二にも赤字宣伝がとられていることは誰もが経験するところであろう。本店重役の任来しきりなのは勿論のこと、会社主脳陣を始め係長、係員に対し赤字の徹底を図り、漸次組合員に及ぼそうとの意図は明瞭である。

この事実は六月二十五日の「くろだいや新聞」鑛業欄に掲載された四山鉱の本線修繕某氏の内容によつてもその浸透ぶりが想像できる。

例えばその一文中「中小鉱はもちろん、大手鉱においてすら赤字続出、やがもすれば廃鉱の危機に迫られている現実を凝視する時、それはあまりにも不足も甚だしく、憤懣の念を禁じ得ない…中略…われ〳〵は、この苦闘克服のため、前途多難な道を一歩々々社業を盛回し、再興する目標に向つて進まなければならない。それには各自に与えられた職務を忠実に履行し、保安確保に協力し、資材の元資節約に精励するとゝもに工具の愛顧に心掛けるとである…」

この感想文はある会話「不景気の中で三井はまだピクともせん、三井の潰れる時は日本の潰れる時だいへへ…」という冗談に憤激し、心配し、忠告されているのであるが、われ〳〵はまた

これでも社宅か

（社宅すぐ平大で）

書記局便り

廿七日　中央委員会
廿八日　団交申入れ
廿九日　警戒委員会
卅　日　政治局員会議
卅　日　中央生産会議
一　日　西鉱運執行委員会

人権擁護問題

人権尊重、人権擁護問題が先日衆議院の地方行政委員会法務委員会で取り上げられた。それは、過般の衆議院の総選挙に際反容疑で検挙された者の中に七人の自殺者を出し、大きなショックを国民に与えたからである。

検察庁並に法務省の発表によると、選反容疑者は一万九千五百四十三名にのぼると。これでは明朗、公明選挙の金看板に傷がつくというものである。さて問題の人権擁護であるが、私はこれについて次の様な考えを持ちたい。それは先ず、自己の持つ人権、権力を行使する場合は常に他人の正当なる人権、権利を侵害する様なことはないかとうかについて充分に考慮が払われるべきだと思う。

戦后、選挙が復活し、社会道徳観念が失われ、その結果自己の権利のみを主張して他人のめいわくを一向省みない風潮の激しいのは遺憾千万である。勿論由来、権利と義務とは表裏一体であり、権利の発するところ同時に義務が伴うということを忘れ易い。特に人権擁護問題に及ぶ大切な仕事にたずさわる検察当局、警察官等は例えばある被疑者が警察に出頭を命ぜられる。だゝそれだけで既に精神的な威圧と束縛をうけるのである。取調べる者と被疑者との間の心理的比重が大きいのである。故に、取調官たるものはこの心情を心得て温かい人情味が必要である。この心がけがあつてこそ人権擁護などのいまわしき問題が解消される。思うに、今回の総選挙並に地方選挙の選挙違反の取調べ状況の特質と思われることは参考人として呼び出し、その取調べ中にその場で逮捕状に切換えられて居ることである。この前后の事情は果して拷問や威圧や、誘導尋問を用いて取調べたものでないという事を客観的に証明出来るのであろうか。身柄を拘束しておいてその上で証拠固めの手段を講ずる方法は果して憲法上権尊重の行為として許されべきであるかどうか若しそれが許されるとすれば、それは形の変つた巧妙なる拷問であり、かくの如き手段が執行される場合 あまり悪性でない選挙違反などは恐ろしさ苦しさのあまり、心にもない自白や供述をなすに至り、やがては後日自己の命から自殺にまで追い込むものと思われるのである。そしてこの間に吾井の魚、悪質の犯人は逃げ法網をくゞりぬけて行くのである。法は犯しがたい鉄則であるが、これを運用する人格、頭脳の程度により自から異なる結果を生ずるのである。雑魚をつかむか、大魚を捕えるか、選挙法の目的は何れにあるかをよく理解して措置されるべきである。

熊本県下に於て、所謂政界の黒幕師といわれる人が、追放解除後の選挙に於て、巨万の金をばらまいたという事は県民の深く認める所であろう中央に於て「熊本は買収の盛んなところだ、大ボス、小ボスが選挙して飲ませ、食わせするのは普通で、選挙ブローカー成金まで居るそうだ」等々の批判を聞くとき内心ジクジたるものがある。過去の総選挙に於て数百万円の買収選挙で起訴された者も居るが、果して彼だけでしようか、公明選挙はどんな結果となりましたか、県民の皆さん深く反省しましょう。

私は最後に町や村や部落の保守的指導者に申したい「あなた方は外面は公明選挙をやりましようと立派な事を唱えるが、ボスを選挙しなかつたでしようか」皆さんお互いの人格はお互いから守りましょう。

〝悪書追放〟　ヤマの文化を守ろう

書籍賣買の御用命は
徳田書店
築町 電話3734番

全勞働者がよんでいる
経濟學教科書〔全四分冊完結 各120円〕
で学習運動をひろめよう！
高野実氏推薦……この本は平明且つ正確である。それは階級社会の事実をえがき、これを歴史的発展としてとらえているからだ。この本をよめば、誰だつて資本主義がたおれ、社会主義となることをうたがうまい。
近日中に労働者のための講習会を計画中
大地評前さつき書店銀星映裏

新刊書籍
雑誌
教科書
事務用品
学用品
額縁
アルバム
パイロット萬年筆
有限会社 森松尚文堂
上官町二丁目 電話2216番

新刊書の老舗
金善堂
築町 電話2324番